

ミネソタ州における新型コロナウイルス対策：制限措置に関する行政命令

ポイント：

12月16日、ウォルツ州知事は、州内の新型コロナウイルス感染状況を勘案し、バー、レストラン、集会などへの制限を一部緩和する措置を12月18日（金）から導入する行政命令に署名しました。詳細は本文と関連リンクを参照ください。この命令に故意に従わない個人には、1,000ドル以下の罰金または90日以下の収監となる可能性があるなど、罰則も規定されていますので、くれぐれもご注意ください。

本文：

ウォルツ州知事は、16日、州内の新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の感染状況を勘案し、集会、レストラン、バー、ジム等への制限措置を一部緩和する行政命令に署名しました。制限措置の内容等は下記のとおりです。

1 発効日時：2020年12月18日（金）23時59分から

2 期間：2021年1月10日（日）23時59分まで

3 今次行政命令で緩和された制限措置の内容：

（1）集会等

- ・屋内では2世帯最大10人まで、屋外では3世帯最大15人までの集まりが可能。
- ・マスクの着用を強く推奨し、社会的距離を確保しなければならない。

（2）レストラン／バー

- ・屋内営業は禁止だが、注文した商品を受け取るために短時間建物内に入ることは可能。
- ・屋外営業は定員の50%又は100人の少ない方を上限とし可能。
- ・1テーブルにつき最大4人までとし、テーブル同士は最低6フィートの間隔を確保しなければならない。
- ・すべての施設は、午後10時から午前4時までの間は屋外営業をしてはならない。
- ・配達、持ち帰りサービス等を利用することを推奨。

（3）ジム、パーソナル・フィットネス、ヨガ・スタジオ、武道など

- ・定員の25%又は100人の少ない方を上限とし営業可能。
- ・常にマスクの着用が必要。
- ・利用者同士、マシン同士の間には12フィートの距離を保たなければならない。
- ・グループクラスは2021年1月4日から再開可能。

（4）屋外イベント、娯楽等

- ・定員の25%又は100人の少ない方を上限とし営業可能。
- ・世帯間は6フィートの距離の確保が必要。
- ・飲食物を提供する場合は、顧客は着席しなければならず、1テーブルにつき最大4人までとする。
- ・午後10時から午前4時までの間は、飲食物を提供したり、消費したりすることはできない。

(5) 組織化されたスポーツ（大人及び未成年）

- ・2021年1月4日からガイダンス(<https://staysafe.mn.gov>)に従い練習の再開が可能。

(6) 屋外レクリエーション及び屋外施設

- ・下記NDR（自然資源局）のガイダンスに沿って操業すること。

<https://www.dnr.state.mn.us/covid-19.html>

- ・屋外レクリエーション施設内に所在する屋内施設は全て閉鎖される。
- ・屋外では3世帯最大15人までの集まりが可能。

(7) キャンプ場、貸し出しボート

- ・下記NDR（自然資源局）のガイダンスに沿って操業可能。

<https://www.dnr.state.mn.us/covid-19.html>

- ・屋外では3世帯最大15人までの集まりが可能。

4 前回から変更されていない制限措置の内容：

(1) 重要なビジネス (Critical Businesses)

- ・通常操業（ただし、可能な場合は在宅勤務をしなければならないほか、COVID-19 対策プランを持たなくてはならない）。

(2) その他のビジネス (Non-Critical Business/non-customer facing)

- ・通常操業（ただし、可能な場合は在宅勤務をしなければならないほか、COVID-19 対策プランを持たなくてはならない）。

(3) 小売業

- ・通常操業（ただし、COVID-19 対策プランを持たなくてはならない。）

(4) パーソナル・サービス（サロン、タトゥー、散髪など）

- ・6フィートの社会的距離を確保すること。
- ・収容人数は定員の50%を上限とすること。
- ・予約が必要。

パーソナル・サービスに関するガイダンスの詳細は下記リンクを参照ください。

http://dli.mn.gov/sites/default/files/pdf/COVID_19_preparedness_plan_requirements_guidelines_personal_care_services.pdf

(5) 屋内イベント、娯楽等

- ・ 一般営業の中止。

(6) 学校建物

- ・ 全ての公立及び私立の学校については下記リンクのセーフ・ラーニング・プランに従うこと。

<https://mn.gov/covid19/for-minnesotans/safe-learning-plan/overview.jsp>

(7) 託児

- ・ 下記 CDC（米国疾病予防管理センター）のガイドラインに従って通常操業。

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/community/schools-childcare/guidance-for-childcare.html>

(8) 青少年プログラム

- ・ 託児を目的とした青少年プログラムの実施は可能であるが、スポーツの指導や試合は不可。

- ・ 下記の MDH（ミネソタ州公衆衛生局）及び CDC のガイダンスに従うこと。

MDH ガイダンス

<https://www.health.state.mn.us/diseases/coronavirus/schools/socialdistance.pdf>

CDC ガイダンス

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/community/schools-childcare/index.html>

(9) 礼拝所、宗教サービス、葬儀など

- ・ バーチャルでのサービスのみが強く奨励される。

- ・ 冠婚葬祭やその他これに類する予定された儀式は、現行ルールのままで行うことが可能。ただし、これらの儀式に関連するすべてのレセプションや集会は、キャンセルまたは延期しなければならない。

(10) 祝賀会や個人的なパーティのための宴会場

- ・ 営業中止。

(11) 250人以上の公共の場所における大型集会（large public gathering）

- ・ 中止。

(12) プール及び遊泳パーク

- ・ 営業中止。

4 主な罰則規定：

(1) この命令に故意に従わない個人に対しては、1,000 ドル以下の罰金または 90 日以下の収監。

(2) この命令に故意に従わない事業者に対しては、3,000 ドル以下の罰金または一年以下の収監。

○今回の行政命令 20—103 及び制限措置の内容については下記のリンクを参照下さい。

https://mn.gov/governor/assets/E0%2020-103%20Final%20Signed%20and%20Filed_tcm1055-458627.pdf

<https://mn.gov/covid19/for-minnesotans/stay-safe-mn/stay-safe-plan.jsp>

○COVID-19 対策プランの概要に関しては下記のリンクを参照下さい。

<https://www.health.state.mn.us/diseases/coronavirus/businessesplan.html>

○11月19日付領事メール（ミネソタ州における新型コロナウイルス対策：制限措置に関する行政命令）は下記のリンクを参照下さい。

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100117360.pdf>

邦人の皆様におかれましては、良き市民として、同行政命令を遵守し、引き続き外出時におけるマスク等の着用、社会的距離の確保に努め、関連情報の収集に努めて下さい。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568 Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで（事件、事故、その他緊急の用件）は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。